

事故情報の活用等の在り方に関する調査

平成28年12月14日

内閣府消費者委員会事務局

目次

- 1 調査の概要等
- 2 消費者庁における事故情報の収集・活用
- 3 消費者安全法に基づく消費者事故等の通知
- 4 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故等の定期公表
- 5 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の報告
- 6 消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の定期公表
- 7 事故情報データベース
- 8 事故情報データベースにより提供される情報
- 9 消費者安全調査委員会の概要
- 10 事故情報の収集における論点(案)
- 11 事故情報の分析における論点(案)
- 12 事故情報の活用(発信を含む)における論点(案)
- 13 事故情報の分析の試行(1)
- 14 事故情報の分析の試行(2)
- 15 スケジュール(案)

調査の概要等

消費者庁では、消費者安全法等に基づき、消費者事故に関する情報を一元的に集約し、消費者に対する注意喚起や、各省庁に対する意見等を行うなど事故情報の活用について一定の取組が行われている。しかしながら、集約された情報を基に、事故の未然防止等につなげていく取組については、例えば、テキストマイニング等の新たな解析技術を活用することで、更なる成果を期待できる。

ついでには、消費者庁における事故情報の収集、分析、活用の状況等について、ビッグデータの活用の観点も踏まえ、建議・提言等も視野に、消費者事故の未然防止、拡大防止に資するための事故情報の活用等の在り方の調査・検討を行う。

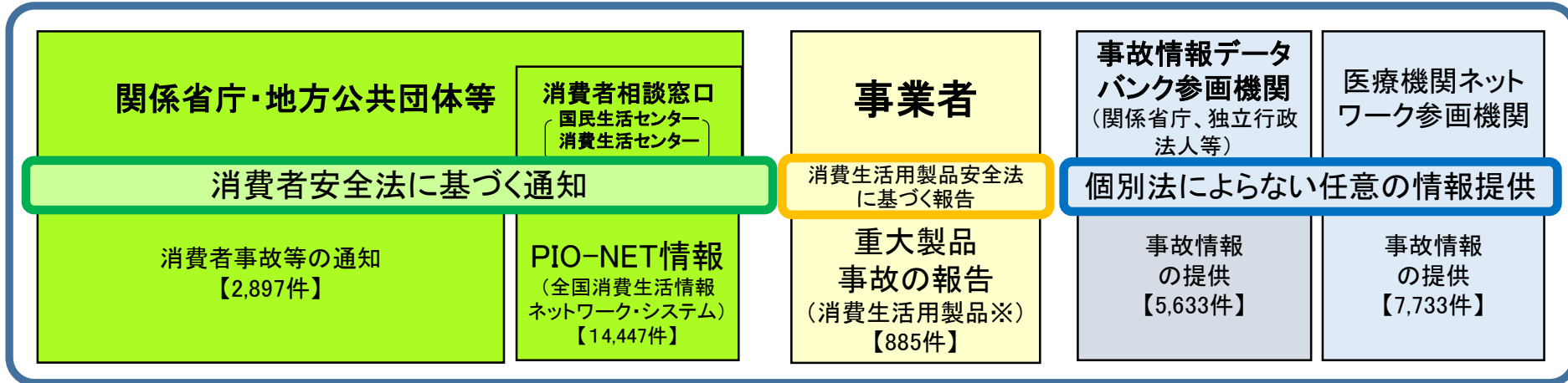


新たな分析技術を用いた事故情報の分析・活用や分かりやすい周知により、一層の消費者事故の未然防止や拡大防止を図り、子どもや高齢者など誰もが安心して生活できる社会を実現する。

消費者庁における事故情報の収集・活用

消費者の生命・身体に係る事故発生

事故情報の相談・通報等

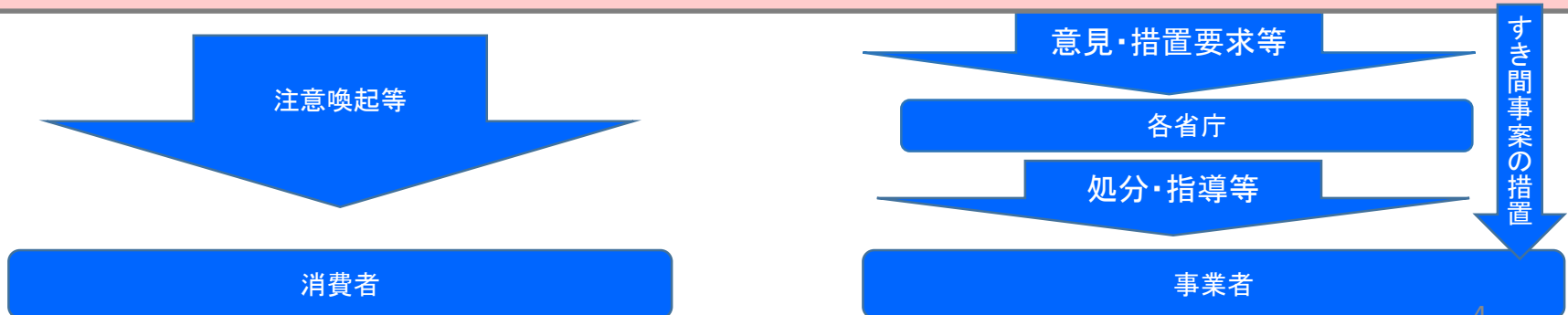


※件数は27年度のもの

※消費生活用製品とは、主として一般消費者の生活の用に供される製品をいう。(他の法律の規定によって危害の発生及び拡大を防止することができると思われる事故として政令で定めるもの(食品・医薬品・乗用車等)を除く。)

事故情報の登録

消費者庁(事故情報を一元的に集約)



消費者安全法に基づく消費者事故等の通知

消費者安全法(消費者事故等の発生に関する情報の通知)

- 重大事故等(死亡、30日以上の傷病、一酸化炭素中毒、火災等)

行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、重大事故等が発生した旨の情報を得たときは、直ちに、内閣総理大臣に対し、その旨及び当該重大事故等の概要を通知しなければならない。

- 消費者事故等

行政機関の長、都道府県知事、市町村長及び国民生活センターの長は、消費者事故等(重大事故等を除く。)が発生、被害が拡大し、又は同種若しくは類似の消費者事故等が発生するおそれがあると認めるときは、内閣総理大臣に対し、当該消費者事故等が発生した旨及び当該消費者事故等の概要を通知するものとする。

消費者安全法に基づく重大事故等の定期公表

消費者安全法等に基づいて消費者庁に通知される消費者事故等に関する情報については、消費者事故等の発生及び被害拡大の防止を旨として、その開示に努めなければならない(同法第3条第1項、第4条第3項)。

⇒原則として毎週木曜日に公表(記者公表、ホームページ掲載)



News Release

<例>27年6月4日公表資料より

平成27年6月4日

別紙

関係行政機関及び地方公共団体等からの通知

消費者安全法の重大事故等に係る公表について

消費者安全法に基づき、平成27年5月25日から平成27年5月31日までに関係行政機関等から生命・身体被害に関する消費者事故等として通知された事案は46件、うち重大事故等として通知された事案は20件でした。概要について、以下のとおり公表します。

1. 消費者事故等として通知された事案 (46件)
 - (1) 関係行政機関より40件(食品-5件、製品-33件、役務-2件)
 - (2) 地方公共団体等より6件(食品-1件、製品-2件、役務-3件)
 - (3) 消費者安全調査委員会(消費者庁)より0件
2. 重大事故等として通知された事案 (20件)
 - (1) 関係行政機関 (19件)
 - 文部科学省に報告のあった役務事故情報 (1件)
 - 経済産業省に報告のあった製品事故情報 (1件)
 - 総務省消防庁に報告のあった製品事故情報 (17件)
 - (2) 地方公共団体等 (1件)
 - 役務による事故情報 (1件)

■関係行政機関からの通知

管理番号	事故発生日	通知受理日	製品名等	被害状況等	事故内容	事故発生都道府県	備考
G1150525-01	平成27年5月17日	平成27年5月25日	電源アダプター	火災	当該電源アダプターを焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	奈良県	
G1150525-03	平成27年5月19日	平成27年5月25日	電動アシスト自転車(BE-EPD633:パナソニックサイクルテック株式会社)	火災	当該電動アシスト自転車のバッテリーを充電中、当該製品のバッテリー及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	神奈川県	平成27年6月2日に消費生活用製品の重大事故として公表済
G1150526-03	平成27年5月22日	平成27年5月26日	電子レンジ	火災	当該電子レンジを焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	岐阜県	
G1150526-06	平成27年5月22日	平成27年5月26日	普通乗用自動車	火災	当該普通乗用自動車を焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	岩手県	
G1150526-07	平成27年5月13日	平成27年5月26日	電気カーペット	火災	当該電気カーペットを焼損する火災が発生。発火源も含め、現在、原因を調査中。	愛知県	

消費生活用製品安全法

(消費生活用製品の重大製品事故の報告)

○消費生活用製品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る消費生活用製品について重大製品事故が生じたことを知ったときは、当該消費生活用製品の名称及び型式、事故の内容並びに当該消費生活用製品を製造し、又は輸入した数量及び販売した数量を内閣総理大臣に報告しなければならない。

(重大製品事故に当たると事業者が認識した日を起算日として10日以内に報告しなければならない旨を府令で規定)

注) 重大製品事故

死亡、30日以上の傷病、一酸化炭素中毒、火災等

消費生活用製品安全法に基づく重大製品事故の定期公表等

消費生活用製品安全法に基づき重大製品事故の報告を受けた場合において、重大な危害の発生及び拡大を防止するために必要があると認めるときは、当該重大製品事故に係る情報を公表することとしている(同法第36条)。

⇒原則として毎週火曜日と金曜日に公表
(記者公表、ホームページ掲載)

<例>27年6月2日公表資料より

■消費生活用製品の重大製品事故一覧

別紙

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日道府県	備考
A201500141	平成27年5月19日	平成27年5月28日	ガストーチ	OB-TC-CPRO3 (岩谷産業株式会社ブランド)	株式会社旭製作所 (岩谷産業株式会社ブランド) (輸入事業者)	火災 軽傷1名	飲食店で当該製品にガスボンベを接続して使用中、当該製品を焼損する火災が発生し、1名が火傷を負った。現在、原因を調査中。	東京都	平成26年12月11日からリコールを実施(特記事項を参照) 回収率:48.5%

当該商品のイメージ図等を掲載

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生日道府県	備考
A201400479	平成26年10月18日	平成26年11月6日	椅子(ソファ、ベッド兼用)	クヒオ BK	株式会社アーバン通商	重傷1名	当該製品を前方へ移動した際、背もたれが倒れ、当該製品の折り畳み部に指を挟み、負傷した。 調査の結果、当該製品の本体部にリクライニング機構部への指挟みの警告表示がなかったために、使用者が当該製品のリクライニング機構部に指を入れたまま製品を動かした際、ロックが掛かっていなかった背もたれが倒れ、使用者の指がギアに挟まって事故に至ったものと考えられるが、取扱説明書に当該箇所への接触を禁止する旨が記載されていたこと、当該箇所のカバーが破れて機構部が露出した状態で使用を継続していたことなどから、使用者の使い方も事故発生に影響したものと推定される。	茨城県	平成26年11月11日にガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故として公表していたもの

品番	CB-TC-CPRO3
対象ロット番号	131111・131211 140221・140702
つまみの色	薄紫



※重大製品事故に該当しない事故情報については、経済産業省から、製造業者等に対して、非重大の製品事故を知った場合、独立行政法人製品評価技術基盤機構に迅速かつ的確に報告することを求める通達が発出されている。